

令和4年度宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

第1 日時

令和5年2月10日（金）午後2時から午後4時まで

第2 場所

宇都宮地方・家庭裁判所大会議室（本館4階）

第3 出席者

1 委員（敬称略・五十音順）

朝倉亮子、池田明治、齋藤淳、澤田久美子、竹澤一郎、手嶋あさみ、福田治久、藤井幸子、茂木明奈

2 事務局

田中一男（首席家庭裁判所調査官）、池田純一郎（首席書記官）、中村浩毅（事務局長）、竹田聡（事務局次長）、黒川篤法（総務課長）、高橋直貴（総務課課長補佐）

第4 議事

1 新任委員の自己紹介（池田委員、手嶋委員、藤井委員）

2 委員長を選任

委員の互選により、手嶋委員が委員長に選任された。

3 テーマ「家事調停の充実について」

(1) 概要説明等

ア 動画「ご存知ですか？家事調停」（裁判所ウェブサイトの「関連情報＞動画配信」に掲載）を視聴の上、宇都宮家庭裁判所の家事調停の現状及び手続の充実に向けた取組について、齋藤訟廷管理官から概要説明

イ ウェブ調停の実施に関し、インターネット上で公開されているニュース動画を紹介の上、宇都宮家庭裁判所の活用状況等について、石川書記官から概要説明

ウ 家事調停事件における家庭裁判所調査官による調査について、齋藤調査官から概要説明

エ 家事調停委員の選任等について、黒川総務課長から概要説明

(2) 意見交換

(発言者：□委員長、○委員、◎委員（裁判所所属）、◇事務局)

【概要説明ア及びイを踏まえて】

□ 調停は、家庭裁判所における手続の中でも非常に大事な手続だと思っています。これまでもいろいろな形でブラッシュアップの取組をしていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって突きつけられた課題はかなり大きいものがあり、ある意味ではそれをきっかけとして、調停の良さを失うことなく、より手続を凝縮し、利用者にとってもより負担の軽い形で、より良い手続にできないかという問題意識から、全国的にもいろいろと検討を進めています。さらに言えば、感染対策という観点からもこの間かなりデジタル化の波が進んできているので、そうした技術も活用しながら、取組を進めているという現状にあります。

もう一つは、手続案内についてです。養育費の不払いが社会的にも大きな問題として取り上げられていると思うのですが、そうした手続利用のニーズのある方々が実は家裁の手続をご存知なかったり、ハードルが高いと感じておられたり、ニーズのある方々をどのようにうまく手続利用に結びつけるかということも大きな課題だと思っています。裁判所は、広報というのはあまり得意なほうではないので、広報の在り方であったり、先ほど法務省のモデル事業の紹介がありましたが、あのような形である意味ワンストップ化というのでしょうか、自治体等に相談に来られた方に、改めて裁判所に来ていただいてということではなくて、その場で聞きたいことを聞いて、安心してその先に進めるという取組も大事ではないかと思っています。そのようなことも含めて、御意見、アドバイス、同じような悩みがあるということ

などを御紹介いただけると大変参考になると思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

○ 養育費が不払いであると差押えの手続というのがあるわけですが、弁護士に頼むかといふとなかなか手続の性格から頼みづらかったりして、それでは自分でできるかといふと、技術的に簡単でなかったりするとすると、裁判所で所定事項を入力していくと申立てがほぼできてしまうというようなことができればよいと思うのですが、そういうことはなかなか難しいかとも思いますが、いかがでしょうか。

□ 御指摘いただいたところは大変重要な点だと思っております。民事訴訟のデジタル化については先行して法制度が整備されたところですが、家裁の手続についても申立てを含めてオンラインでできるようにしていくことを視野に入れた手続法が検討されています。その際には、御指摘のとおり、御本人自身が負担なく申立てできるような仕組みをどう確保していくかはとても大切な問題で、さらに言えば、例えばスマートフォンから入力できるようにすること等も考えなくてはいけないのではないかと、それでも自分一人では難しいという方々をどうやってサポートするかということなども、大事な点だと認識しています。この点では、行政関係の手続のほうが先にいろいろとデジタル技術を取り入れておられるかもしれないですが、御紹介いただけるところはありますか。

○ 行政ではありませんが、子育ての現場でいうと、PTAは皆さん参加してくれるのですが、そこでいろいろ問題がある御家庭にどうつなげていくか、そういう取組についてはすごく困っていて、すごく多様化、複雑化していると思います。行政の窓口でワンストップでできるというのはとても素晴らしいことだと先ほど思ったのですが、そこにつながる窓口は、例えば宇都宮市役所の中にもたくさんあると思うので、養育費だけではなくて、子ども未来課とか家庭局とか、あとはもっと先に行けば教育委員会などでもそういっ

たことを知っている担当の方などがいたほうがよいのかなと思います。いろいろな悩みとか問題を日々我々も相談されたりするのですが、もともと法律家ではないので、どうにもならない部分もありますから、今日聞いてすごく勉強になったと思っています。こういう問題の相談を受けるときは結構重い案件なので、簡単な話ではないのですが、行政の窓口はたくさんあるので、1つでなくていろいろな部署でそういったことを可能にしたらよいのではないかと感じました。

□ 今日の御紹介が役に立った部分があるとすれば本当にありがたいことですが、先ほどのモデル事業では、自治体のほうでも一緒に裁判所の手続相談への橋渡しや付添い支援などもしてくださっていますから、そのような取組の中で自分たちが次の相談を受けたときに役に立つような情報が得られるという声もいただいていると聞いております。手続利用者との関係でウィン・ウィンだけではなく、色々な形でウィン・ウィン・ウィン・ウィンになっていける取組でもあるかもしれないと思っています。多様な相談先があり得るので、それとどうつなげるかということが重要だという御指摘をいただいたと思います。

○ デジタル化の関係ですが、国もそうなのかもしれないですが、一般的にデジタル化が遅れているということで、栃木県でもデジタル化に対応して行政手続の電子化として以前から電子申請などはやってはいるのですが、電子申請をしていただけるかというとなかなか難しく、電子申請よりは対面で、紙媒体でというのが現場として一般的です。そうはいつても、デジタルで申請ができるようにしようということで、今、県としては全体で取り組んでいます。ただ、私どもの担当業務については少しなじみにくい部分がありまして、申請といっても対面で話を聞いたり、話の内容が少し濃い話になってしまうものですから、なかなか難しいところです。あと、先ほど話に出た横との関係といたしますか、うちだけでは対応できないものについてはいろいろな他の

機関などを紹介する相談業務もやっていますので、ああいうところがありますよという相談をして、あと市町との関係でもうまく連携しながら、やり取りしながらという形で、できるだけ利用者の負担を少なくする形でやっています。ただ、ちょっとデジタル化というところはまだ道半ばかなという状況です。

- デジタルの活用の難しさも御紹介いただきました。ウェブ活用という意味では、例えば病院の状況など御紹介いただけますでしょうか。
- 一部の病院では、コロナのクラスターるときであるとか、面会であるとか、あるいは外来業務でウェブを活用しているというところは多分あるとは思いますが、ウェブ活用で難しい点としては、まず秘匿性をどう担保するかということでしょうか。例えばウェブ環境をどう整えていくかという話も先ほどあったと思うのですが、院内のどの端末にどう制限をかけていくのかというコントロールが難しいところがあるということと、あとはウェブの中の記録をどうしていくか、診療等もそうですし、あるいは処方するときの処方箋等をどうするのかというところも問題だと思います。また、特に初診の方となると、かなり難しいのではないかとということがあります。再診の方であれば、ある程度は知っているし、相対で診察したことがあれば負担ではないかもしれないですが、初診の方との対応をどうしていくかという点があるので、現実的にはなかなかウェブ診察というのは簡単にはいかないところが、精神科などでは特にあると思います。患者さんのほうから要望がないわけではないのですが、そういう方への対応をどうするか、あるいは逆にそういう機械を使えない方もいらっしゃるので、どう対応したらよいのかなというところでは、コロナが今後落ち着くかどうかまだ先が分からないわけですが、コロナだけではなくて、非常時の対応というのは難しいところがあります。
- いろいろな面での難しさをご指摘いただきました。コミュニケーションの質に関しては、先ほどの御説明でも触れられていましたが、事案によっては

やはり対面のほうがよいと希望される方ももちろんいらっしゃるのです。やはり期日には行きたい、ウェブは便利かもしれないけれど直接話したいという方もいらっしゃいますし、こちらから見ていてもやはり対面でお話ししたいと思う事案もあるわけですが、このあたりの、コミュニケーションの質という観点で何か御意見をいただけますか。

○ 先ほどもお話ししたのですが、一度でも会ったことのある方であれば、ある程度声のトーンなどでこちらも察することはできるのですが、全くお会いしたことがないということになると、精神科という性質上、どうしても表情から読み取るところが多分にあると思いますので、おっしゃっていることと実際のお考えとちょっと違うんじゃないかなと、表情とのずれというのがありますから、そういうところを酌み取るにはやはり顔が見えないことには、最低でもタブレットのようなものを使うことが必要なのではないかと思います。最近ではラインなどもお使いになる方がいて、先だっても御本人が海外にいらっしゃる方の配偶者の方がいらしたんです。診察の間に一度話してくれという御希望があってラインでやり取りしたという経験があるのですが、声は分かりますが、表情がどうなのかとか、その辺を酌み取ることができるわけではないので、最低でも画面上の情報が必要かと思います。そうすると、先ほどのウェブ環境についてはある程度通信速度の面も考えなければいけませんし、そのあたりをどう整備していくか、先ほどの秘匿性もそうですが、そういうことのほうが問題になるかと思います。

□ ある程度良質な情報が得られるようなコミュニケーション環境が必要だというご指摘もいただきました。今のお話に関連する工夫例としては、調停も初めてお会いするところから始まって、期日が重なっていくわけですが、第1回はやはり対面でやりましょう、その後にウェブでやりましょうという工夫をしている例もあると聞いています。当庁はまだ実施例が限られているので、これから積み上げていくところですが、今いただいたような御意見も含

めて、ほかにいかがでしょうか。

- 今、秘匿性のお話があったと思うのですが、私もウェブなどで授業をやった経験があるので、基本的にはそんなことをしないとは思いますが、ネットにさらしたりであるとか、配信されているんじゃないかとかの、覚悟が必要だと、裁判所の説明を伺っていて思いました。上の世代の方はまだそんなことはないかもしれませんが、若い世代の方がこれから家庭裁判所の事件に関わってくることが増えると、感覚の違いというか、その辺りが平気でできてしまう、何が悪いのかという感じでやっていることもあるのかもしれない、その前提で行動したほうがよいのかもしれないと思いました。また、調停の手続で人の入替えをしたときに、例えば来ているほうの当事者が録音機を置いたまま帰って録音されるとか、むしろそちらのほう怖いなと思いながら先ほどの動画を見ていました。少し前に、某地裁で国の代理人が隠れて録音したという話もあって、こういうことが当事者の間で起きたら怖いと思って聞いていました。ひとつ伺いたいのは、弁護士や役所などで相談したときに、家庭裁判所につながるというすばらしい仕組みが考えられていて、自分が当事者だったら非常に助かると思いながら聞いていたのですが、申立てまではデジタル環境で簡易化することができても、その後、実際に手続を進行していく中でやはり弁護士の先生の協力がなくなかなか難しいというところはないでしょうか。弁護士会としてもいろいろ当事者の支援をやっていらっしゃると思うのですが、非常に難しい事案とか、自分で手続を行う場合に相手方と折衝するときの心理的な負担、例えば、もしかしたら相手の言うことがダイレクトに当事者に伝わってしまうという負担感もあるのかなと思います。最初はデジタルでやるとしても、その後に取り下げとか期日外で合意するというのも一定程度あるという説明でしたが、それ以外に、諦めてしまうとか、疲れ果ててしまうという当事者の方もいないわけではないのではないのでしょうか。そうした人をゼロにすることはできないかもしれませんが、弁護士会

などの調停との関係はどうなっているのか伺いたいと思います。

- 個々の弁護士がどういうふうに行われているかというのは多様で、基本的には制度的なものはありません。弁護士が何かできるとしても、弁護士会では指導監督くらいしかできませんので、一般的にこういうふうに行ってくださいということを個々の弁護士に伝えるくらいかなと思います。
- 個々の弁護士が独立して事件を受任して対応されるのはそのとおりで、基本はそのような形なのですが、例えば先ほどのモデル事業の中でも裁判所との間でオンラインで結んで手続案内をするというルートのほかにもいろいろなルートが設けられていて、自治体にもよりますが、弁護士の相談につなげて、そこも支援するという取組もあったりします。ウェブ上でどういうことをサポートするかということもバリエーションがあるようです。ですので、ニーズがある人に必要なサポートをと、そういうコンセプトでいろいろ取組はされているけれど、全体として定まった取組になっているわけではないというところではあります。
- 何でも裁判所とか弁護士会がやっているだろうという思い込みで質問してしまったところがありますが、直接その日につなげるのではなくても、少なくともそこで聞いた話はいつ、どこに行けば聞けるということまでを示すとか、栃木の中で実施するときには、他の自治体などを参考にしてぜひいろいろな提案をしていただければと思います。
- このほかに、民事裁判についての検討過程で指摘されていた点なのですが、やはりデジタルに苦手意識のある方はいらっしゃるので、その方たちのサポート体制をどう構築するのかという課題があります。そこは、弁護士会や司法書士会等でサポートの在り方を考えようという動きがあったり、いろいろな動きは出てきていると思いますが、つい最近改正法が成立したばかりで、まだ電子申立てができるシステムも作っている途中ということですので、これからだと思います。逆に、「これから」ですので、良い知恵を集めて良い

形をつくっていくということなのだと思います。裁判所も裁判所としてできることをやっていきたいという思いでおります。

○ ここに来る前に調停に関する声はないかと思ってSNSを見てみたのですが、その中に、多分弁護士の方と思いますが、ウェブ会議に入室するたびに一々電話をしなくてはいけないのがすごくいらいらするとおっしゃっていて、何か理由があってそういう運用をなさっているんだとは思っていますが、どうしてなのかなと思ったりして、そういう小さい疑問を解消していくことはできないのだろうか、一裁判所でできることではないかもしれませんが、こういう声があったので紹介しました。

◎ 今ご指摘の点ですが、方法としては大きく2通りありまして、電話しないでそのままつながれる方法と、入室の都度電話をかけていただく方法とあるのですが、情報が反対側当事者に伝わってしまうリスクを極力避けるために一回一回電話をかけてつなぐという方法をとらせていただいているということです。どうしても裁判所の手続というのはお互いが緊張関係にあるので、情報が不必要に相手に流れるのは極力避けたいということもあり、何を優先するかというところで問題が出てきたりすることがあると思います。ただ、いろいろ御不便をおかけしたり、あるいは、こういうことがあったという点をぜひ声としてお寄せいただければよりよいシステム運用につながりますので、何かありましたら裁判所にお知らせいただければと思います。

□ ウェブ調停も滑り出したばかりで、御紹介があったように、対面で手続を行う場合には実際に交互に入室するわけですので、対象の方以外はその部屋にいないというのがはっきりしているわけですが、オンラインの場合、例えば操作ミスで、一方の当事者の方とだけ話しているつもりが、実は全部相手方当事者にも聞こえてしまっていたといったことが起こらないとは限らない。そうなりますと本当にいろいろなものを損なうことになってしまいますので、そういう事態はあってはならないということで、非常に慎重にやっております。た

だ、確かに煩瑣であるというお声は他庁の例でもお聞きしておりますので、このあたりは技術の進歩とともにどうなっていくのか、またこちらの慣れもあるかもしれませんし、そこも考えていくポイントかと思っています。

- 刑事手続は民事手続に比べてIT化が遅れているところがありますが、コロナ禍で大分進んでいるところもありまして、裁判所との兼ね合いではありませんが、検察庁として証人テストなどでウェブ会議システムに似たシステムを使うこともあります。刑事手続だと人のプライバシーに広く関わるとても大切な部分なので、保秘性というのはかなり気を遣っているところです。例えば、遠方に住んでいる証人の方に今度出廷して証言をしてもらわなくてはいけないときには練習をしますが、わざわざこちらまで来ていただくのは難しいので、ウェブ会議を使います。そのときに周りにほかの人がいる状況で事件の話聞くことはできないので、最寄りの検察庁に行っていて、こちらの検察庁とウェブ会議をつないで、お互いに検察庁なので、関係のない人がいないという状態を確保した上で、保秘と出廷の手間を軽減するという取組をしている場合もあります。ただ、やはり1度は会った方でないとコミュニケーションが取りづらい、お互いに手探りな状況が長く続いて円滑なコミュニケーションが取れないという問題点があります。これが調停という手続になった場合を考えると、今は保秘性のことも考えて代理人の先生がいらっしゃるところで行うということになっているかと思うのですが、調停の良いところとして御本人が安価で申立てができるということであれば、どこか近場に出頭していただくとか、そういう形で、直接御本人がいらっしゃるよりは、少しでも手続を軽減した形にするなどして、調停の良いところと保秘の兼ね合いでうまく調整がつけられないのかなというように思いました。
- まさにご指摘のとおりで、本当に悩ましいポイントの一つです。先ほど最寄りの庁にいらしていただくという話がありました。裁判所でも、電話会議の活用に関し、電話ではやはり顔が見えないので、最寄りの裁判所にいら

していただいて、そこから電話をつないでという運用もありました。ただ、前職で家裁関係の司法行政事務を担当しておりました際の経験では、いろいろな方面のお声を伺いますと、例えば先ほどの養育費不払いの問題でいえば、独り親家庭で調停期日のための時間を繰り合わせるのさえ大変なときに、わざわざ最寄りの庁に行かなくてはならないのか、やはり御自宅や勤務先等、自分のいる場所でできるということが大切なのではないかという御指摘をいただきました。そのお声もまたそのとおりだと思いますので、どういうバランスを見いだしていくのかという試行錯誤の状況にあると思っています。

- 現在調停委員をやっています、今年23年目になるのですが、コロナになってから随分調停の在り方が変わってきて、ちょっと戸惑うところはあります。まだ私はウェブ会議はやったことがなくて、昔使ったことがあるテレビ会議システムと同じようなものかと思うのですが、このところ電話会議が結構多くて、先ほど言われたように、近くの裁判所に出頭して、1部屋借りて、そこで相手方とお話するというのはある程度安心感があるのです。ただ、以前、弁護士さんと携帯電話で電話会議をやったことがあって、こちらの想定とは違って移動していたんです。そういうことがあってすごく不信感を持ってしまいまして、デジタル、オンラインでやるのであれば、裁判所へ出てくるのはもちろん大変なことかもしれないのですが、調停委員としてはきちんと裁判所でやっているほうが安心するし、当事者の本人確認もしっかりできると思いますので、そのあたりはこれからIT化が進んでいったとしてもきっちりしていただきたいと思っています。

- 今の御発言の中でテレビ会議システムについてのお話がありました。これは従来からあった仕組みなのですが、ウェブ調停と何が違うかといいますと、テレビ会議を行うためのシステムが各裁判所にありまして、遠隔地にお住まいの方等には最寄りの裁判所にいらしていただき、その裁判所と調停手続を行う裁判所とをテレビ会議で結んで手続を進めるというものです。ところが、

実際の活用場面としてはやや限定的で、当事者の方からすると、やはり最寄りであっても裁判所に行かなければいけないということがありますし、最寄りの裁判所の方もその事件自体は担当しておりませんので、事件の内容や従前の経過等の詳細を承知しているわけでもなく、手続を行う上でのサポート等、段取りも含めてやや煩雑なところもありました。できる限り様々なリスクを減らしながら、課題を克服していくということだと思いますので、当事者がどこで電話会議やウェブ会議に参加されているのかもしっかり確認し、参加いただくのに適切な場所と適切でない場所というのをきちんと分けて対応していくということが大事なのではないかと思います。

【概要説明ウ（家事調停事件における家庭裁判所調査官による調査について）及びエ（家事調停委員の選任について）を踏まえて】

□ 資料の中にパンフレット（明日の調停を築く）がありますが、このパンフレットは最近作ったものです。裁判所のパンフレットとしては結構力作だと思うのですが、先ほどの説明にもありましたが、調停委員には、良い方に、熱意のある方にたくさんなっていただきたいのですが、定年が引き上げられている影響等もあり、人生の第2ステージで取り組んでいただいていた方が入ってきていただきにくくなっている部分もあつたりして、これからどういふふうの良い仲間を増やしていけばよいかと頭を悩ませているところです。何かアドバイスがありましたらいただけるとありがたいと思っています。いかがでしょうか。

○ 任命条件の40歳以上68歳未満の上の年齢をどんどん上げていくという考え方はないのでしょうか。

□ 人生100年時代を迎えていますので、いろいろ考えていくべきところがあるかと思います。以前は70歳には任期終了ということだったかと思いますが、最近は少なくとも再任についてはかなり柔軟になってきていると思います。健康年齢に応じていろいろ考えていくべきところがあるかもしれませ

ん。

○ 少し逆の方向もということで、半数以上がどうしても65歳以上、それはしょうがないことなのかもしれませんが、年齢の面でも多様性があつたほうが望ましいのかなと思います。もちろん経験は一定程度必要ですが、世代間で考え方が違ったりということもありますので、もちろん勉強されて上の世代の方も当たられているとは思いますが、このパンフレットには仕事と両立していらっしゃる税理士の方が出てきていらして、お若い方だと思うんですが、こういった仕事を持ちつつも、社会貢献的にやるというところでもっと声かけして応じてもらえるとよいのかなと思いながら聞いていました。その関連で、いろいろ研修もありますというお話がありましたが、どのような研修をされているのでしょうか。先ほどのSNSの声や身の回りでも、例えば養育費は18歳までですと調停委員の方が思い込んで当事者の方に言ってしまうと、裁判官に確認してくださいとお願いしたら、20歳まで大丈夫ですということだったりとか、そういう事案も、本当にごく一部だと思うのですが、聞いたりします。過去の知識を引きずっているということもくはないと思うのですが、研修というのは、どのようなタイミングでどのような研修をされているのかを伺ってよろしいでしょうか。

□ 大切な御指摘、御質問をいただきました。調停委員に選任されてから、職務に慣れ、存分に力を発揮していただくためにはある程度の期間が必要なこともあり、なるべく若い方にも積極的に参画していただきたいと思っています。ただ、それをどこにアプローチしていけば、そのような方々にも情報が届き、手を挙げていただけるのかという知見が乏しいこともあって、ぜひアドバイスいただけるとありがたいと思っています。調停委員の研修の仕組みについては事務局から説明させていただきます。

◇ 各種研修につきましては、任命直後に研修を実施し、まずは調停委員としての心構え、例えば守秘義務やチームワーク等々の心構え的なことをお伝え

しています。その後に、いきなり調停に入ってもらおうというわけではなくて、何回か先輩の調停委員と一緒に入ってみて、実際の調停がどのような形で進んでいくのか、どのような話の進め方をしているのかを体験してもらおうようにしています。さらに、調停委員になって大体1年ぐらい経過したところで、より専門的な法律知識を付与するような裁判官との勉強会であるとか、実際に模擬調停という形でそれぞれが役割を持って調停を体験しながら、こういった形で進めていくのがよいかということを研修で学んでいく機会を設けています。

- 今の点の補足ですが、新任研修のほかにも、調停委員の経験年数等に応じて、初心者から二、三年経験された方、さらにベテラン層等という形で、裁判所の側で企画している研修が年に何回かあります。そのほかに調停委員の方々が調停協会という団体を作っておられまして、皆さんとても勉強熱心で、調停協会主催の自主研修も企画されています。いろいろな事件類型について、留意点や調停委員としてどのようにアプローチしていったらよいか等について、自分たちで研修を企画され、リクエストをいただいて講師として担当裁判官が登壇したりしています。調停運営をさらにブラッシュアップしていくためには、やはり調停委員の活躍がとても大事で、事件に関する法的な観点もある程度習得していただく必要がありますし、調停委員としてどのようにお話を聞いていただくのがよいのかという面接技法の観点なども含めてカリキュラムを考える必要があると思います。研修の充実は一つの大きな問題意識になっています。

概要説明させていただいたもう一つのテーマ、家裁調査官関係についてはいかがでしょうか。子どもの気持ちを読み解く難しさや御苦労などに関する点でも構いません。

- 子どもの関係は、本当にいろいろ問題も多様化していますので、前回の会議のときに宇都宮市の不登校の数など報告していて、小中合わせて1000

人超えぐらいになっていたりとか、あとはヤングケアラーとか、今は県がすごく支援を打ち出していると思うのですが、我々PTAで、なかなか学校に来られない子とか、その背景を探っていくと、本当に複雑なことが多いので、もうどうにもならないことが結構多いのです。先ほどの窓口ではないですが、そういったものが思っているより近くにあるということをもっと周知されていくとよいと思います。本当にどうしたらよいか分からない親、保護者がたくさんいると思います。その人が相談もできなければ、相談されたほうでも分からないということはすごくたくさんあると思います。宇都宮の場合、地域が結構広く、土地柄もいろいろあるので、傾向も本当にそれぞれの土地で全然違いますが、困っている人がたくさんいるというのは間違いのないと思います。そういうことをどう広報したらよいのかはよく分からないのですが、窓口が実は身近にあるんだというふうに知らせていくことがすごく大切なのではないかと思います。

- 家裁調査官の存在は、家庭裁判所にとっては大きな強みの一つであると思っ
ているのですが、それは、彼らが、日々の専門性を活かした調査という実
務はもちろんですが、それに加えて、今御指摘のあったような社会の中で起
きているいろいろな事柄や、どんどん進化していく行動科学の知見等につい
てきちんとキャッチアップしていけるように研究を重ね、それをサポートす
る仕組みもある、そういう専門職種がいるということです。そういう意味で
は、裁判所の中でもちょっと変わった存在と言ってもよいと思うのですが、
こうしたスタッフがいるということはもう少し宣伝できてもよいのかなと、
また、そういう仕事に就きたいと思ったださる方がもっとも増えたら
と思っるところです。家裁調査官は、調停手続の中でも専門的な観点から
なるべく客観的に分析をしますので、客観的な分析の結果を当事者にお伝
えすると、少し冷静に子ども目線で、子どもにとってどうなのかという視点
で考えるきっかけになり、お互いの対立から少し違う局面が開けたりすると

いうことは調停委員からも聞いていますし、当事者の声としてもあるようですので、そういうところをもっと活用していけるとよいと思っています。

今日は本当にいろいろ貴重な御指摘をいただき、ありがとうございました。いただいた御指摘を生かしていけるように励んでまいりたいと思っております。

4 次回期日

令和5年10月27日（金）午後2時から午後4時まで

5 次回のテーマ

御意見も踏まえつつ後日決定の予定

以 上